

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を
中止する旨のお知らせ

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和８年７月１日

仙台法務局石巻支局 登記官 島 貫 悟

記

- １ 手続番号
第３７０３－２０２４－５００１号
- ２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項
東松島市赤井字照井前東４０番